



環指第1040号  
平成27年12月22日

徳島県環境審議会  
会長 近藤 光男 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



第四期徳島県廃棄物処理計画について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定に基づく第四期徳島県廃棄物処理計画を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。



環審第31号  
平成28年3月25日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県環境審議会  
会長 近藤 光男



第四期徳島県廃棄物処理計画について（答申）

平成27年12月22日付け環指第1040号で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は次のとおりです。

第四期徳島県廃棄物処理計画については、別添のとおりとすることが適当である。

なお、第四期徳島県廃棄物処理計画の実効性を確保するためには、県民・事業者・市町村及び県といった全ての主体による循環型社会の形成に向けた取組が必要不可欠であることから、県においては、本計画の趣旨及び内容の周知徹底を図り、各種施策の効果的な推進に努められたい。